

# 2018年度 フットサル用 書式説明・注意事項

## 書式第1号 選手登録区分申請書

- 【説明】 選手の登録区分を「プロ」とする際、またはプロで登録していた選手を「アマチュア」に区分変更する際に使用
- ・プロ⇒アマチュアへの変更は、区分登録料(5,000円(※非課税))
  - ・プロ選手登録する場合は、年度ごとに申請が必要(契約書写しと区分登録料10,000円(※非課税))
- 【チームの手続・注意】 先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
⇒本申請書に、所定の様式にて振込明細書を添えて、JFAへ提出。写しを都道府県サッカー協会へ提出。

## 書式第3-1号 ユニフォーム広告掲示申請書

- 【説明】 ユニフォームに広告掲示する際に使用
- 【チームの手続・注意】 「ユニフォーム規程」を確認し、必要事項を記入  
掲示する広告の内容を詳細に記入するか、資料を添付すること  
※広告サイズの面積は、たて×よこ(長方形)で計算すること  
⇒本申請書に申請料(掲示箇所1ヶ所につき、10,800円)を添えて、都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書(クラブ用)

- 【説明】 クラブ申請しているクラブに所属の複数チームがユニフォームに同じ広告を掲示する際に使用
- 【クラブの手続・注意】 「ユニフォーム規程」を確認し、必要事項を記入  
掲示する広告の内容を詳細に記入するか、資料を添付すること  
※広告サイズの面積は、たて×よこ(長方形)で計算すること  
⇒本申請書に申請料(掲示箇所1ヶ所につき、10,800円)を添えて、都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第6号 国際移籍選手登録申請書

- 【説明】 外国で登録していた選手が、日本へ移籍する選手(日本国籍の場合も含む)を登録する際に使用
- 【添付書類】 外国籍選手：在留カード(両面)写し、特別永住者証明書(両面)写し、住民票写し、外国人登録証明書(両面)写し のいずれか  
帰化選手：戸籍謄本の写し、官報の写し、パスポートの写しのいずれか  
※選手が18歳未満の場合は、上記の身分証明書に加え、親との同居証明書、同意書も添付すること  
外国籍選手で初登録の場合は、選手本人の署名が必要  
先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること
- 【チームの手続・注意】 先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
※外国協会から国際移籍証明書を取り寄せる場合は、「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9-2号)を使用すること  
⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第7号 外国籍選手登録申請書(外国で登録していなかった選手)

- 【説明】 外国協会ですoccer選手として登録したことがない外国籍選手を登録する際、または国籍区分を変更する際に使用
- 【添付書類】 外国籍選手：在留カード(両面)写し、特別永住者証明書(両面)写し、住民票写し、VISAと入国許可証写し のいずれか  
帰化選手：戸籍謄本の写し、官報の写し、パスポートの写しのいずれか  
※選手が18歳未満の場合は、上記の身分証明書に加え、親との同居証明書、同意書も添付すること
- 【チームの手続・注意】 外国籍選手で初登録の場合は、選手本人の署名が必要  
先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出

# 2018年度 フットサル用 書式説明・注意事項

## 書式第8号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)

- 【説明】 一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用  
加盟チームで外国籍選手がすでに5名登録されている場合、  
以下の条件に該当する1名のみ外国籍扱いしない選手として登録可能  
条件1：出生地が日本である。  
条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学中または卒業している  
条件2'：学校教育法第1条校に該当する高等学校または大学を卒業していること  
※インターナショナルスクールや朝鮮学校等は1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください。
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票のうち、いずれかの写し  
(2)在学/卒業証明書  
(3)自己出生地宣誓書  
※選手が18歳未満の場合は、転居宣誓書と同意書も追加添付
- 【チームの手続・注意】 先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書(日本国内から海外チームへの移籍)

- 【説明】 チームに所属する選手が、日本から海外に移籍する場合に使用。  
(ただし、実際の発行は移籍先国協会から国際移籍証明書発行依頼が届いてからとなる)
- 【チームの手続・注意】 該当選手の登録抹消申請をすること  
移籍する選手本人の同意を取り付けること  
申請料：不要  
⇒本申請書をJFAへ提出。写しを都道府県サッカー協会へ提出。

## 書式第9-2号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍)

- 【説明】 チームが、海外から日本へ移籍する選手を獲得する場合に使用。  
(ただし、日本国内チームへの登録手続きは、書式6号を利用すること)
- 【チームの手続・注意】 振込明細書、選手経歴書・契約書(プロの場合)を添付  
申請料：10,800円  
⇒本申請書をJFAへ提出。写しを都道府県サッカー協会へ提出。

## 書式第12号 クラブ申請書

- 【説明】 クラブとして認可を受けるために使用(新規、継続、追加、全て同書式を利用します)  
条件：同一都道府県サッカー協会所属の登録チームで構成されていること  
同一競技のチームで構成されていること(サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない)  
異なる年代の複数のチームで構成されていること  
統一的な運営組織を持っていること
- 【クラブの手続・注意】 ⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出。